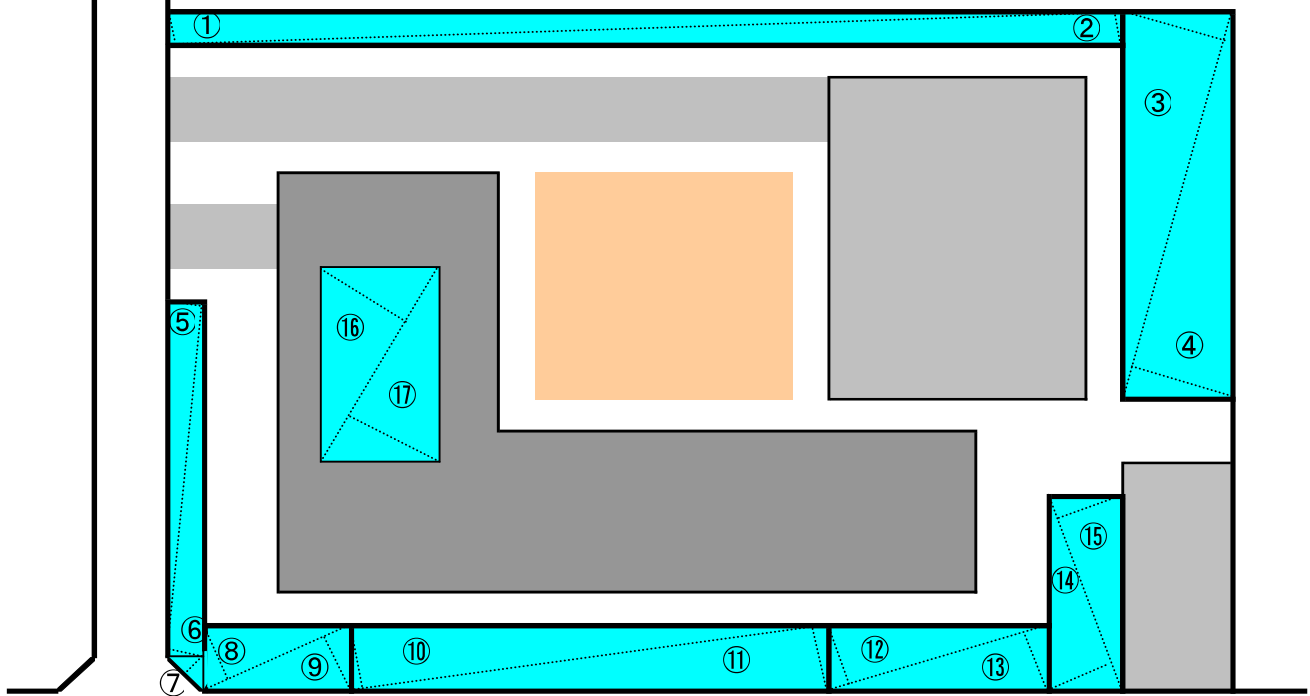


保全される緑地求積図 ← 縮尺1/100~1/200を標準で作成。

※示したページは川崎市緑化指針ダイジェスト版と対応しています。

※三斜求積図面にも寸法（底辺、高さ）を記載すること。



共同住宅の場合、用途地域が商業系と住居系等がまたがる場合、緑化面積率が面積按分となる場合があります。その場合は、用途地域別求積図を添付してください。

保全される緑地求積図
縮尺 1:250

保全される緑地面積				
記号	底辺	高さ	倍面積	面積
1	30.00	2.00	60.00	30.00
2	30.00	2.00	60.00	30.00
3	15.00	4.00	60.00	30.00
4	15.00	4.00	60.00	30.00
5	20.00	1.00	20.00	10.00
6	20.00	1.00	20.00	10.00
7	3.00	1.00	3.00	1.50
8	7.00	3.00	21.00	10.50
9	7.00	3.00	21.00	10.50
10	20.00	3.00	60.00	30.00
11	20.00	3.00	60.00	30.00
12	10.00	3.00	30.00	15.00
13	10.00	3.00	30.00	15.00
14	10.00	3.00	30.00	15.00
15	10.00	3.00	30.00	15.00
16	10.00	5.00	50.00	25.00
17	10.00	5.00	50.00	25.00
合計				332.50

建築敷地面積 1,500.00 m²

緑化面積率 建築敷地面積に対して20%以上

必要緑化面積 確保すべき緑化面積率について(P5)
 建築敷地面積 × 20%以上
 1,500.00m² × 20%以上 = 300.00m²以上

保全される緑地面積

緑化面積 = 保全される緑地面積
 = 332.50 m²

※求積表は別紙で作成しても可。